

（目的）

第1条 この告示は、パブリック・コメント手続について、必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の市政への参加及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（考え方）

- 1 パブリック・コメント手続の目的は、市民等の多様な意見を市政に反映させることであり、この手続の実施により政策等の立案から決定に至る過程及び市民の意見に対する市の考え方が公表されるもので、政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られるものである。
- 2 この手続は、政策等の案の内容等について市民の意見を聴き、意思決定を行うための参考とするもので、提出された意見に必ずしも拘束されるものではなく、また、賛成・反対の意見の多少で意思決定の方向を判断するものではない。

（定義）

第2条 この告示において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の目的、内容等を公表し、市民等からの意見、情報及び専門的な知識の提出を求め、これらを考慮し、意思決定を行うとともに、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

- 2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。
- 3 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
 - （1）市内に住所を有する者
 - （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - （3）市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - （4）市内の学校に在学する者
 - （5）本市に対して納税義務を有する個人及び法人
 - （6）前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(考え方)

- 1 市の基本的な政策等は、各行政機関において策定されるものであり、その立案の趣旨、目的、案の内容等に関する説明責任は各行政機関が担うものである。
- 2 実施機関については、この手続を市政全般に適用させるため、議決機関である議会や審査機関（監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会）を除く市の機関のすべてをこの手続の実施機関とする。

なお、公営企業である水道事業には、管理者が置かれていなく、市長が行うこととなっているため、第2項中の市長には、いわゆる執行機関としての地方公共団体の長である市長のほか、水道事業管理者の権限を行う市長も含まれる。

(対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げるものについて、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
 - (3) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合には、この告示に定めるパブリック・コメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速若しくは緊急に意思決定をする必要がある場合又は軽微なものと認められる場合
 - (2) 法令等に同様の手続が定められている場合
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
 - (4) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに準ずる機関がこの告示の定めにした手続を経て意思決定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等の策定を行う場合
 - (5) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

(考え方)

- 1 「市の基本的な政策を定める計画」とは、「総合計画」など、市の将来の施策の展開の基本方針や進むべき方向その他基本的事項を定める計画等のことをいう。また、「個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画」とは、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など個々の行政の分野で定められている計画をいう。
- 2 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項の規定に基づく条例が該当する。例えば、「安全で住みよいまちづくり条例」や「火入れに関する条例」などがある。ただし、市税の賦課徴収等に関するものは、地方自治法第74条第1項で直接請求の対象外となっており、市民等の意見を聴くことになじまないと考えられる。
- 3 「市の基本的な制度を定める条例」とは、「行政手続条例」、「情報公開条例」など、市政全般又は個別分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいい、「部等設置条例」、「給与に関する条例」など行政内部のみ適用されるものは該当しない。
- 4 「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、「公害防止条例」、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」など、市民生活等に直接的に重大な影響を与えると考えられるものをいう。
- 5 その他、例えば、構想、指針、憲章、宣言など実施機関が特に必要と認めるものについては、パブリック・コメント手続を行うものとする。
- 6 「迅速若しくは緊急に意思決定をする必要がある場合」とは、この手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、手続を経る余裕がない場合をいう。「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものなどをいう。
- 7 「法令等に同様の手続が定められている場合」とは法定縦覧手続など、案の公表、市民等の意見の提出が法令で定められている場合をいう。
- 8 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合」とは、例えば、市民から住民投票条例の制定について直接請求され、市民が作成した条例案を議会に提出する場合等が該当する。この場合は、住民投票条例の可否を議会が審議することになり、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する市民の50分の1以上の連署をもって請求されたものであり、民意も反映されていると判断し、パブリック・コメント手続を行ったものとみなす。

9 審議会等の「附属機関」の答申等を受けて意思決定を行う場合は、附属機関がこの要綱に準じた手続を行ったときは、同様の手続を行うことは、手続の重複、費用対効果の観点からも好ましくないと考える。

10 「実施機関の裁量の余地がない場合」とは、政策等の制定・改廃の方法等について法令等に定められており、裁量の余地がない場合をいう。

11 本文の規定によって、パブリック・コメント手続を実施しなかった場合は、その理由を明確にし、市民に周知することにより、制度の透明性を図るものとする。

(参考)

○地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

○地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

○地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 政策等を策定する目的、趣旨及び背景

(2) 政策等の案を市民等が理解するために必要な関連資料

(3) 政策等の案に対する意見の提出期間及び提出方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

3 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときまでに、市のホームページ及び広報紙等により、パブリック・コメント手続の実施について市民等に周知するように努める。

(考え方)

- 1 公表は、最終的な意思決定の前に行う。条例案など議会の議決が必要なものは、議会提出前に公表する。
- 2 政策等の案を公表するにあたっては、市民等がその案件について、内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、わかりやすいものにするため、案だけではなく、関係資料及び関連情報を併せて公表する。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、当該内容の全体を入手する方法等を明示した上で、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

(考え方)

- 1 手続の実施にあたっては、広く市民等に周知されることが重要であり、多様な方法での周知に努めるものとする。具体的には、実施機関の担当窓口、市役所行政情報コーナー、さしま窓口センター及び公民館等公共施設での公表が考えられる。
- 2 案及び公開資料が、相当量に及ぶ場合は、そのすべてをホームページや広報紙等に掲載することは行政効率の面からも不相当と考えられるので、この場合は案及び公表資料全体の入手方法を明確にして周知するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、政策等の公表の日から30日以上の間を設けて、政策等の案に対する意見の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

- 2 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

- 3 意見を提出する市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、住所地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(考え方)

- 1 意見の提出期間は、政策等の案の周知期間や意見提出の準備期間を考慮し、30日以上を設定したが、緊急その他やむを得ない理由に該当する場合は、実施機関がその理由を公表した上で、案件に応じて当該期間を短縮することができる。
- 2 多くの市民等から意見の提出を受けるため、できるだけ多様な意見提出方法を用い、案等の公表時に明示するものとする。
- 3 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するとともに、記録として保存するためにも、原則として文書又は電磁的記録として残る方法により、電話、口頭によるものは、除外するものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、坂東市情報公開条例（平成17年坂東市条例第10号）第7条各号に規定する不開示情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容

- 3 第5条の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(考え方)

- 1 実施機関は、提出された意見を考慮して、意思決定を行うものであるが、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された多様な意見を十分考慮して、その上で判断することがパブリック・コメント手続の趣旨である。
- 2 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど、適宜整理・工夫をして公表することができる。
- 3 実施機関の考え方を公表する際の方法は、案を公表する場合に準じることとするが、実施機関の考え方を示すにあたっては、市民等にとってのわかりやすさを重視することとする。

- 4 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等のように、公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリック・コメント手続の実施状況に関する一覧表を作成し、指定する場所において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

(考え方)

各パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況の一覧表を作成し、いつでもどのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているのかを市民に周知する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(考え方)

パブリック・コメント手続を実施するにあたり、この要綱に規定されていない事項を別に定めることができるようにするためのものである。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。